

## 誓 約 書

平成 年 月 日

徳島県医師会長 殿

医療施設名  
所 在 地  
氏 名

印

下記の内容を遵守することを誓約いたします。

記

### 徳島県医師会母体保護法指定医師の遵守すべき規定

1. 母体保護法第14条第1項により指定された医師は、この規定を遵守すべき旨、徳島県医師会長に文書により誓約しなければならない。
2. 指定医師は氏名変更、指定を受けた医療施設の変更（場所、設備）があったときは、直ちに徳島県医師会長へ届出なければならない。
3. 指定医師は指定された医療施設の廃止、設備要件が欠如した場合には、設備指定証を又はその指定された医療施設より県外に転出した場合には指定証を、直ちに徳島県医師会長へ返却しなければならない。
4. 指定医師の2年毎の更新に際しては示された手続きを行わなければならぬ。
5. 指定医師は母体保護法第25条に定められた届出を怠ってはならない。
6. 指定医師は母体保護法第14条の人工妊娠中絶手術を施行するに当たっては常に次のことを遵守しなければならない。
  - (1) 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。
  - (2) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先等においては行わないこと。
  - (3) 必要に応じて受胎調節の指導を実施すること。
7. 指定医師の診療科目は産婦人科を主体としなければならない。
8. 指定医師は医師会及び産婦人科専門団体の行う研修会の受講を怠ってはならない。
9. 指定医師は他の指定医師と円満協議し、救急時相互扶助の体制を確立するよう努めなければならない。

### 附 則

1. この規定は平成26年4月1日より施行する。
2. 平成24年12月1日現在母体保護法第14条第1項により指定されている医師は、本規定1による誓約を更新時まで延期することができる。